

ブロック塀等の除却や建替をお考えの方へ

地震が発生した際のブロック塀等の倒壊等による被害の防止や、安全な避難経路を確保するため、道路等に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却工事または建替工事に要する費用の一部を補助します。

補助率

除却又は建替工事に要する費用の2/3

補助金の上限額

除却工事：15万円，建替工事：30万円※

(※建替工事は、除却と新設それぞれ15万円が上限です)

Q1：『ブロック塀等』って何？

A：この制度では、『補強コンクリートブロックの塀』または『れんがや石、コンクリートブロック等を積上げてできた塀』のことをいいます。

Q2：どのような工事に補助金が出るの？

A：『ブロック塀等※を取り除く工事（除却工事）』または『ブロック塀等※を取り除くのと同時に新たな軽量フェンス等（ネットフェンス，アルミニウム製フェンス，生け垣など）を設ける工事（建替工事）』が対象です。（※原則として道路等に面するもの全て）

Q3：どのようなブロック塀等が対象なの？

A：高さが『60cm以上』で、公共が管理する道路等（『緊急輸送道路』，『避難路』または『町内の小中学校の通学路』で、これに至る合理的な経路を含む）に面しているブロック塀等のうち、『安全性が確認できないもの』が対象です。

申し込み受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年12月11日(金)

予算に限りがありますので、お早めに申し込みください

詳しい補助条件や補助金の申請方法は裏面をご覧ください。

補助金に関するお問い合わせ、事前相談は下記まで

海田町建設部まちデザイン課 建築営繕室
TEL(082)823-3157 / FAX(082)823-9203

海田町ホームページ

は右のQRコードから確認することができます。



補助条件の詳細

○補助金の申請ができる方

- ・ブロック塀等の所有者又は管理者
- ・町税等を滞納していない方

○補助対象となる工事

- ・ブロック塀等の除却工事
- ・除却工事により除却するブロック塀等に代わる軽量フェンス等を新設する工事（建替工事）

○補助対象となるブロック塀等の条件

- ・国、地方公共団体その他公的機関が所有するものでないもの
- ・道路等（緊急輸送道路、避難路又は町内の小中学校の通学路（避難路又は通学路に至る合理的な経路を含む）のうち国、地方公共団体その他公的機関が管理するもの）に面するもの
- ・道路等の路面からの高さ（擁壁の上に築造されたブロック塀等については、擁壁の上端からの高さ）が60cm以上となる部分を有するもの
- ・要綱に定める基準により危険性を有するものと認められるもの

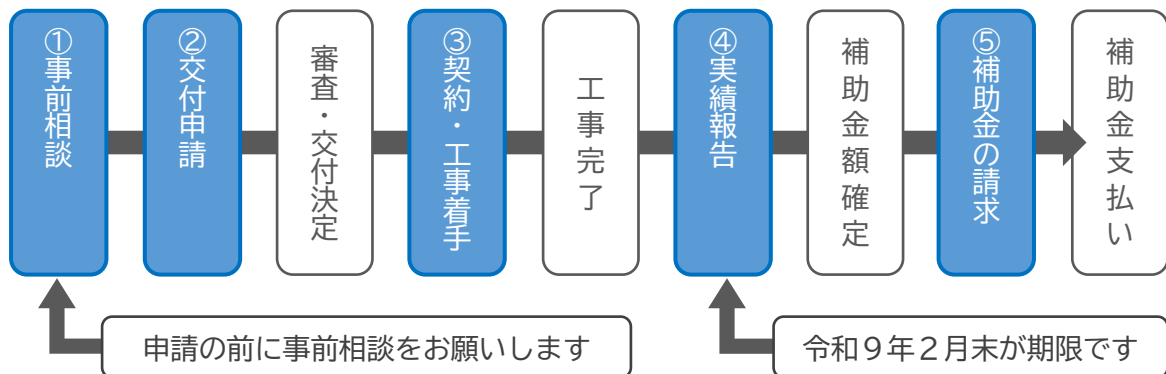
○補助金の額（千円未満は切捨て）

- ・除却工事…除却に要する費用*の2/3 [上限額15万円]
- ・建替工事…除却及び新設に要する費用*の2/3 [上限額30万円]
（除却及び新設それぞれにつき上限額15万円、合計30万円）

※除却及び新設に要する費用は、それぞれ補助対象ブロック塀等の延長1mにつき80,000円を乗じて得た額を上限とします。

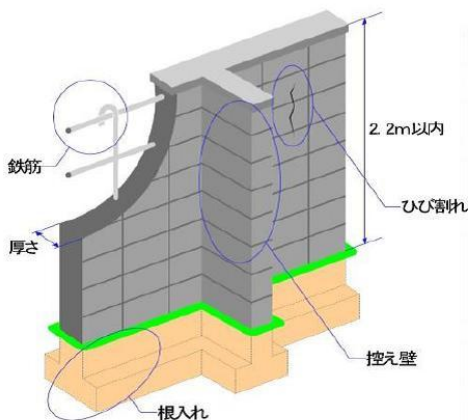
手続の流れ・申請の方法

- ・申請者の方は①～⑤の手続きをお願いします。
- ・手続きに必要な書類は『まちデザイン課の窓口』または『海田町ホームページ』で配布しています。
- ・『海田町ホームページ』からオンライン申請ができます。



※③の『契約・工事着手』は必ず町から交付決定通知書を受け取った後に行ってください。

ブロック塀等の点検を行いましょ



(例)補強コンクリートブロックの塀の点検項目

- 塀の高さは2.2m以下
- 塀の厚さは10cm以上
(塀の高さが2mを超える場合は15cm以上)
- 塀の高さが1.2mを超える場合は控え壁*がある
(※塀の長さ3.4m以内ごとに塀の高さの1/5以上突出したもの)
- 基礎がある
- 塀に傾きや著しいひび割れ、損傷等がない

これらを一つでも満たさない場合、『安全性が確認できない補強コンクリートブロックの塀』に該当します。

その他、「塀の中の鉄筋の入れ方」や「基礎の根入れの深さ」など、より専門的な点検項目があります。